

昭和学院短期大学授業料減免規程

平成26年4月1日制定

平成31年4月1日改定

(趣 旨)

第1条 この規程は、昭和学院短期大学（以下「本学」という。）の「学則」、「入学に際しての手続き及び提出書類等に関する細則」及び「授業料等学納金及びその他の経費に関する規程」

に基づく本学2年次の学生授業料の減免について定める。

(減免の対象者)

第2条 本学第2年次の学生の授業料を、第3条に定める選考委員会の議を経て、次の基準により減免することができる。なお、対象者は5名以内とする。長期履修生は対象外とする。

	金 額	減 免 額	減免の要件
授業料	610,000 円/年	半期毎に、授業料の2分の1（152,500 円）とする。	1. 家計の基準額は独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金の家計基準以内であること。 2. 学業成績が特に優秀であること。 3. 授業態度が優れていること。 4. 本学において、模範的な学生であること。

(選考委員会)

第3条 本学に入学金及び授業料の減免を対象とする者を選考する委員会（以下「選考委員会」

という。）を設ける。

2 選考委員会の委員は、連絡協議会委員及び法人事務局長とし、委員長を学長が務め

る。

(申請手続)

第4条 減免の申請をしようとする者は、定められた期間内に授業料を納入したのち、減免申請書(様式第1号、以下「申請書」という。)に別表第1の対象者の欄又は第2の対象者の欄に掲げる事由(以下「減免事由」という。)に該当することを証する書類を添えて、本学が指定する日までに学長に提出しなければならない。ただし、学長がやむを得ない特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(決定)

第5条 学長は、申請書を受理し、減免の決定をした場合、減免決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。減免の決定した学生には、半期毎に授業料の2分の1(152,500円)を返還する。

(減免事由の消滅)

第6条 減免を行う旨の決定を受けたのち当該減免事由が消滅した者は、直ちに減免事由消滅届(様式第3号)を学長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第7条 学長は、前条の規定による届け出があったとき若しくは減免事由が消滅したことが判明したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、減免を行う旨の決定を取り消すことができる。

(1) 本学学則第65条第1項(以下「学則」という。)の規定により懲戒処分を受けたとき。

(2) 申請書またはこれに添付した書類に虚偽又は不実の記載があったとき。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、減免に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 本規程は、平成26年4月1日より施行し、平成26年度分以降の減免等について適用する。

附 則 本規程は平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生より適用する。